

「由良川流域における森林共同施業団地の
設定に関する協定」締結式

次 第

日時：平成２２年３月１８日（木）
１６：００～
場所：京都府公館レセプションホール

- １．開会
- ２．協定締結の経過及び趣旨
- ３．協定の締結
- ４．出席者コメント
- ５．質疑応答
- ６．閉会

「由良川流域における森林共同施業団地の設定に関する協定」締結式

調印者及び出席者名簿

組織名	調印者		出席者	
	職名	氏名	職名	氏名
京都府	知事	山田 啓二	農林水産部長	今西 仲雄
社団法人京都府森と緑の公社	理事長	今西 仲雄	常務理事	池谷 和博
独立行政法人森林総合研究所 森林農地整備センター近畿北陸整備局	副局長	米山 文規	京都水源林 整備事務所長	関 充利
近畿中国森林管理局 (京都大阪森林管理事務所)	局長	朝比奈 清	京都大阪 森林管理事務所長	福田 淳
京都府森林組合連合会(立会人)	代表理事会長	梅原 久弘	代表理事専務	青合 幹夫
綾部市(立会人)	市長	山崎 善也	農林課長	白波瀬 清孝
京丹波町(立会人)	町長	寺尾 豊爾	産業振興課 課長補佐	一谷 寛
綾部市森林組合(立会人)	代表理事組合長	四方 悦郎	代表理事組合長	四方 悦郎
京丹波森林組合(立会人)	代表理事組合長	谷 峰男	代表理事組合長	谷 峰男

(順不同、敬称略)

由良川流域における森林共同施業団地設定に関する連絡会議

1. 趣旨

京都府の中部・北部に位置する由良川流域は、戦後、急速に拡大造林が進んできた新興の林業地帯であり、森林資源の充実に伴い、量・質的に広がりの持つ林業地帯の形成が大いに期待されている。しかしながら、流域内における森林は、一般の民有林をはじめとして、国有林、京都府有林、(社)京都府森と緑の公社による公社造林、(独)森林総合研究所による水源林など、多数の所有者によって複雑に入り組んだ形で所有され、かつ、各所有者の所有する面積は小規模であることから、効率的な施業を行いにくい条件にある。今後、流域において、効率的な施業を進めるためには、関係者の連携により、施業の共同化を図ることが不可欠となっている。

このため、関係者の連携により、モデル的に「森林共同施業団地」を設定して、計画的な森林整備の実施や効率的な路網の作設を進めることにより、流域全域における施業の共同化・効率化を進め、林業・木材産業の振興に資することとする。

2. 対象箇所

綾部市古屋及び京丹波町仏主周辺（古屋国有林周辺）

3. 構成機関

- ・ 京都府（府有林）
- ・ (社)京都府森と緑の公社（公社造林）
- ・ (独)森林総合研究所森林農地整備センター京都水源林整備事務所（水源林）
- ・ 近畿中国森林管理局京都大阪森林管理事務所（国有林）
- ・ 京都府森林組合連合会、綾部市、京丹波町、綾部市森林組合、京丹波森林組合

4. 取組内容

- (1) 「森林共同施業団地」設定の検討
- (2) 「森林共同施業団地」における施業実施計画の検討（施業、路網整備ほか）
- (3) 現地検討会の開催
- (4) 「森林共同施業団地」設定に関する協定の締結

5. スケジュール

平成20年	7月	第1回会合
平成20年	9月	第2回会合
平成21年	8月	第3回会合
平成21年	10月	現地検討会
平成21年	12月	第4回会合
平成22年	3月	協定締結式

（以上）

(別紙)

「由良川流域における森林共同施業団地設定に関する連絡会議」開催経緯

1. 第1回会合（平成20年7月15日）

- ・冒頭、事務局より、森林共同施業団地設定の趣旨について説明を行った上で、京都大阪森林管理事務所、京都水源林整備事務所、京都府森と緑の公社の三者による所有林を示した図面を参照しつつ、京都府内における施業団地設定の可能性について議論した。
- ・出席者からは、作業道規格は統一する必要がある、団地における事業を優先的に請け負うことはできないか等の発言あり。
- ・議論の結果、古屋国有林付近をモデル地区として、施業団地設定の可能性を検討することとした。次回会合にて、各機関の有する森林のデータを持ち寄り、検討を進めることとした。

2. 第2回会合（平成20年9月8日）

- ・各機関より提出された図面及びデータに基づき、施業団地設定の可能性について議論を行った。
- ・出席者からは、既設作業道を利用した計画的な間伐・路網整備が団地化のメリットである、年平均約2,700立米の間伐実施が見込まれることから継続的な事業実施が可能となる、隣接する府有林も団地に含めるべき、予算事情によっては計画的な事業実施が困難となる可能性あり、今後5年間の間伐実施可能箇所及び路網計画案を作成して、実現可能性を検討してはどうか等の発言あり。
- ・議論の結果、各機関より、間伐対象地の位置情報と資源情報を提出して、データ集計後に第3回目の打合せを行うこととした。また、間伐及び路網の計画案を整理した後、現地検討会を開催することとした。

3. 第3回会合（平成21年8月10日）

- ・各機関より、対象区域の概況及び今後の森林整備・作業道作設の予定を説明。
- ・出席者からは、目に見えるメリットが見えないとやりにくい点もある、すぐに何らかのメリットが生ずるとは考えにくい、定期的に情報交換を行うだけでも十分な意義があるとする等の発言あり。
- ・議論の結果、10月に現地検討会を開催した後、再度会合を開催して、施業団地の設定をオーソライズすることとした。

4. 現地検討会（平成21年10月30日）

- ・京丹波町仏主及び綾部市古屋周辺の現地において、現地検討会を開催。京都水源林整備事務所、京都大阪森林管理事務所、京都府森と緑の公社、京都府より、それぞれの管理する森林について、現地で説明を行った。
- ・あわせて、「森の巨人たち100選」に選ばれた「上津灰のミズメ」を見学。

5. 第4回会合（平成21年12月15日）

- ・事務局より、これまでの議論を踏まえて作成した「由良川流域における森林共同施業団地の設定に関する協定書（案）」について説明。
- ・議論の結果、明年1月末までに、協定への参加の可否、協定締結者の位置付けと名義、協定に参加できる森林区域と関連データ等について事務局に連絡して、翌年3月を目途に協定締結式を開催することとした。

6. 「由良川流域における森林共同施業団地の設定に関する協定」締結式（平成22年3月18日）

- ・京都府公館において、協定締結式を開催。京都府、（社）京都府森と緑の公社、（独）森林総合研究所森林農地整備センター近畿北陸整備局、及び近畿中国森林管理局（京都大阪森林管理事務所）が協定者、京都府森林組合連合会、綾部市、京丹波町、綾部市森林組合、及び京丹波森林組合が立会者として、協定を締結。

（以上）

由良川流域における森林共同施業団地 位置図



現地検討会(平成21年10月30日)の様様



京都水源林整備事務所からの説明



京都大阪森林管理事務所からの説明



「森の巨人たち100選」に選ばれた「上津灰のミズメ」



京都府森と緑の公社からの説明

「由良川流域における森林共同施業団地の設定に関する協定書」 (概要)

1. 協定の概要

(1) 目的

協定締結者相互の連携により、由良川流域に森林共同施業団地を設定して、計画的な森林整備の実施や効率的な路網の作設を進めることにより、施業の共同化・効率化を進め、もって、森林の有する多面的機能の持続的発揮を図る。

(2) 対象区域

綾部市古屋及び京丹波町仏主周辺に所在する以下の各協定締結者の管理する森林（計 1, 052ha）。具体的な箇所は、別添図面を参照。

(ア) 京都府（府有林：85ha）

(イ) 社団法人京都府森と緑の公社（公社造林：102ha）

(ウ) 独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター近畿北陸整備局
（水源林：571ha）

(エ) 近畿中国森林管理局（京都大阪森林管理事務所）（国有林：294ha）

(3) 事業内容

協定締結者は、協定の有効期間を対象とする実施計画を策定して、相互に連携を図りながら、施業団地における計画的な森林整備の実施と効率的な路網の作設等に努める（※6年間で、間伐：約180ha、作業道作設：約6,400m）を予定）。年1回連絡調整会議を開催して、協定締結者間の連絡調整を図る。

(4) 協定の有効期間

協定締結の日から平成23年3月31日まで。但し、解除の申し出がない限り、5年間自動延長（約6年間）。

2. 森林共同施業団地設定の効果

(1) 計画的・一体的な森林整備（間伐等）の実施により、水源かん養機能など森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図ることができる。

(2) 効率的な路網の作設により、低コスト林業を推進するための基盤を整備することができる。

(3) 計画的な事業発注や間伐材の搬出が可能となり、地域経済の発展に貢献することができる。（以上）

由良川流域における森林共同施業団地の設定に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、協定締結者相互の連携により、由良川流域に森林共同施業団地（以下「施業団地」という。）を設定して、計画的な森林整備の実施や効率的な路網の作設を進めることにより、施業の共同化・効率化を進め、もって、森林の有する多面的機能の持続的発揮を図ることを目的とする。

(対象区域)

第2条 この協定の対象区域は、綾部市古屋及び京丹波町仏主周辺に所在する以下の所有者の所有する森林に設定する施業団地（合計1,052ha）とする。施業団地の具体的な箇所は、別添図面のとおりとする。

- (1) 京都府（85ha）
- (2) 社団法人京都府森と緑の公社（102ha）
- (3) 独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター近畿北陸整備局（571ha）
- (4) 近畿中国森林管理局（京都大阪森林管理事務所）（294ha）

(実施計画)

第3条 協定締結者は、協定の有効期間を対象として、次に掲げる事項に関する実施計画を定めることとする。

- (1) 森林整備を実施する森林の区域及び面積
- (2) 森林整備の目標に関する事項
- (3) 森林整備の方法に関する事項
- (4) 森林施業の集約化に関する事項
- (5) 作業路網その他施設の設置及び維持管理に関する事項
- (6) 事業計画
- (7) その他

(森林整備等の実施)

第4条 協定締結者は、前条に定める実施計画に従って、相互に連携を図りながら、施業団地における計画的な森林整備の実施と効率的な路網の作設等に努めるものとする。

(連絡調整会議)

第5条 この協定の目的を達成するため、年1回連絡調整会議を開催して、以下の事項に関する協定締結者間の連絡調整を図ることとする。なお、連絡調整会議は、必要に応じて、臨時に開催することができることとする。

- (1) 森林整備の実施に関する事項
- (2) 作業路網その他施設の設置及び維持管理に関する事項
- (3) その他協定の実施に関する事項

（協定の有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。但し、有効期間満了の30日前までに協定締結者から解除の申し出がない限り、協定の効力を5年間延長することとする。

（協定の改正又は廃止）

第7条 この協定を改正又は廃止する必要がある場合には、協定締結者の協議により、改正又は廃止することができるものとする。

（その他必要な事項）

第8条 この協定の実施につき疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、協定締結者が協議して定めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本協定を9通作成し、各々記名押印の上、各々1通を保有する。

平成22年 3月18日

京都府知事

山田 啓二

社団法人京都府森と緑の公社理事長

今西 仲雄

独立行政法人森林総合研究所
森林農地整備センター近畿北陸整備局副局長

米山 文規

近畿中国森林管理局長（京都大阪森林管理事務所）

朝比奈 清

(立会人)
京都府森林組合連合会代表理事会長

梅原 久弘

(立会人)
綾部市長

山崎 善也

(立会人)
京丹波町長

寺尾 豊爾

(立会人)
綾部市森林組合代表理事組合長

四方 悦郎

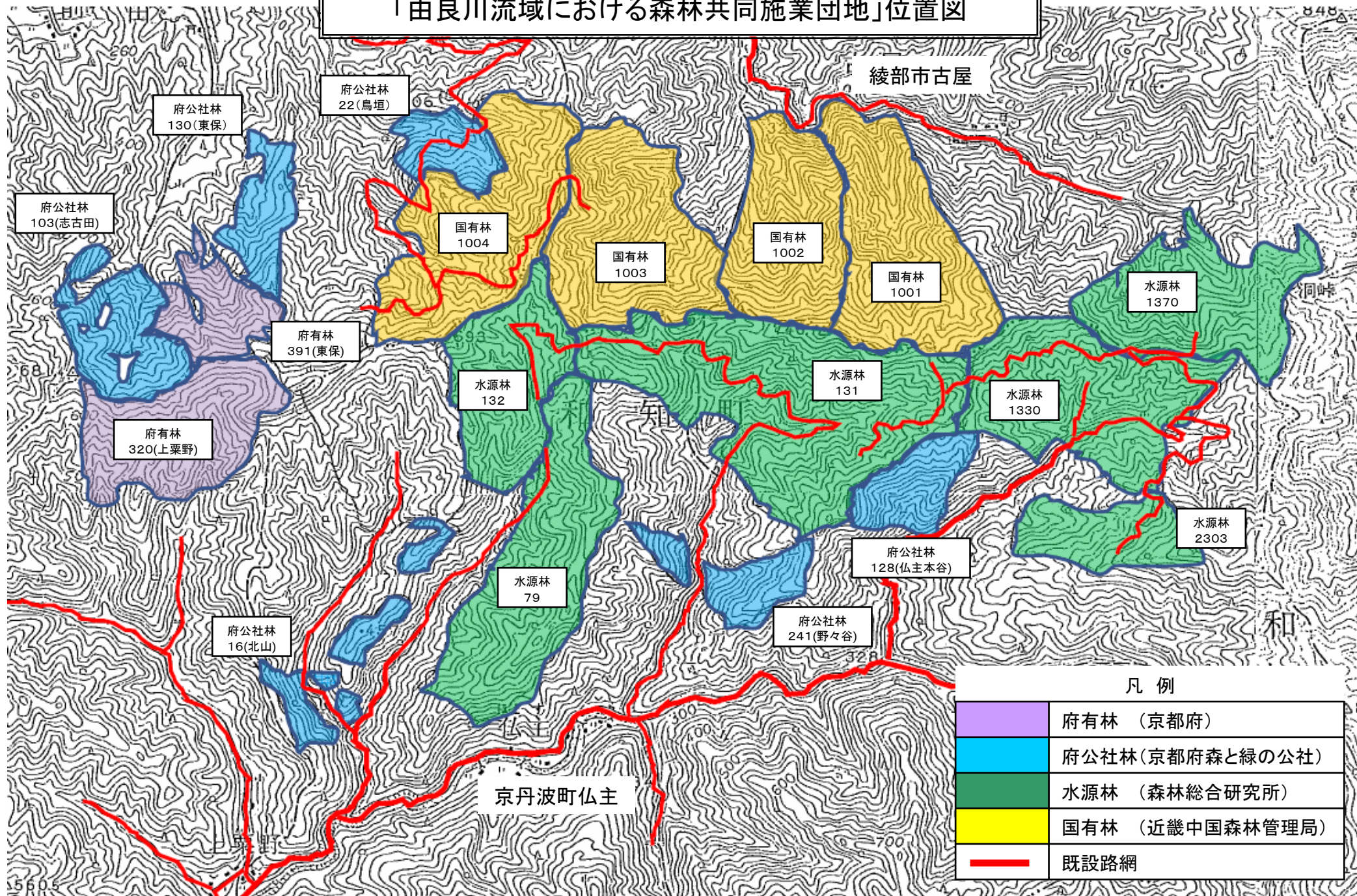
(立会人)
京丹波森林組合代表理事組合長

谷 峰男

森 林 共 同 施 業 団 地 林 況 一 覧 表

所有者	林班名	法令制限等	林齢	合計		備考
				面積 (ha)	総蓄積(m3)	
京都府	320(上栗野)	水源かん養保安林	45～87	56	18,935	
	391(東保)	〃	42～52	29	8,559	
	小 計			85	27,494	
(社)京都府森と緑の公社	16(北山)	水源かん養保安林	37～40	19	4,870	
	22(鳥垣)	〃	38～39	15	4,632	
	103(志古田)	〃	25～28	29	6,181	
	128(仏主本谷)	〃	23～25	11	1,577	
	130(東保)	〃	22～24	16	2,262	
	241(野々谷)	〃	14	12	3,035	
	小 計			102	22,557	
(独)森林総合研究所 森林農地整備センター 近畿北陸整備局	79	水源かん養保安林	9～48	136	17,434	
	131	〃	9～47	111	21,114	
	132	〃	44～47	57	6,663	
	1330	〃	3～26	139	未調査	
	1370	〃	17～25	103	未調査	
	2303	〃	2～8	25	未調査	
	小 計			571	45,211	
近畿中国森林管理局 (京都大阪森林管理事務所)	1001	水源かん養保安林	42～77	80	9,312	
	1002	〃	26～78	53	7,703	
	1003	〃	7～83	81	13,222	
	1004	〃	7～84	80	8,487	
	小 計			294	38,724	
合 計				1,052	133,986	

「由良川流域における森林共同施業団地」位置図



(参考資料)

年 度 別 事 業 計 画

(森林整備)

所有形態別	事業種	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	計
京都府	間伐面積(ha)	0	25	15	0	0	0	40
	うち保育間伐		20	12				32
	うち利用間伐		5	3				8
	利用材積(m3)		380	204				584
(社)京都府森と緑の公社	間伐面積(ha)	4	4	9	7	14	7	45
	うち保育間伐	4	4	7	5	14	7	41
	うち利用間伐			2	2			4
	利用材積(m3)			30	20			50
(独)森林総合研究所 森林農地整備センター 近畿北陸整備局	間伐面積(ha)	0	0	5	4	11	12	32
	うち保育間伐			5	4	11	12	32
	うち利用間伐							0
	利用材積(m3)							0
近畿中国森林管理局 (京都大阪森林管理事務所)	間伐面積(ha)	2	4	19	16	11	13	65
	うち保育間伐	2	4				13	19
	うち利用間伐			19	16	11		46
	利用材積(m3)			1,022	936	1,173		3,131
合計	間伐面積(ha)	6	33	48	27	36	32	181
	うち保育間伐	6	28	24	9	25	32	123
	うち利用間伐	0	5	24	18	11	0	58
	利用材積(m3)	0	380	1,256	956	1,173	0	3,765

(作業道)

所有形態別	事業種	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	計
京都府	作業道作設(m)		300	200				500
(社)京都府森と緑の公社	作業道作設(m)			350	300			650
(独)森林総合研究所 森林農地整備センター 近畿北陸整備局	作業道作設(m)		570	500	500	500	600	2,670
近畿中国森林管理局 (京都大阪森林管理事務所)	作業道作設(m)	1,000	1,000	1,200				3,200
合計	作業道作設(m)	1,000	1,870	2,250	800	500	600	6,420

注：事業量は現時点での見通しを掲げたものであり、今後、変更することがありうる。